

意匠の利用関係について



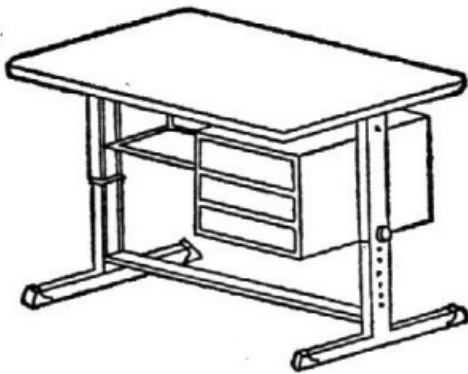
辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 問題の所在

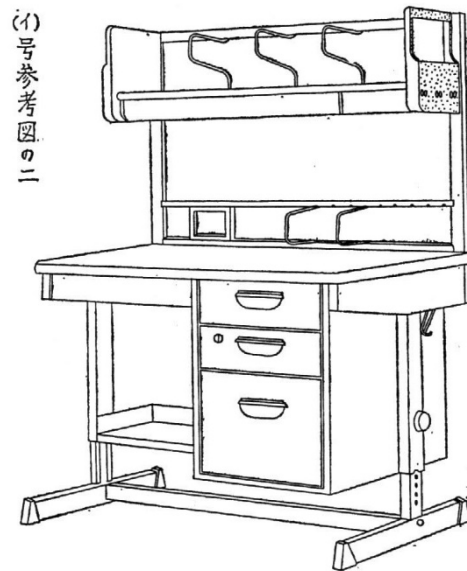
1 リーディングケースの紹介

意匠の利用関係については、以下の学習机に関する大阪地判昭和46年12月22日（以下、「学習机事件判決」という。）¹がリーディングケースであるとされている。

＜登録意匠＞（脚を伸ばした参考図）



＜被疑侵害意匠＞（参考図）



登録意匠は机であるのに対し、被疑侵害意匠は机部分と書架部分から構成されるところ、裁判所は、被疑侵害意匠は登録意匠を利用したものであることを前提に、机部分を対比すると、両意匠は類似するとして、意匠権侵害を肯定した。

1 昭和45年（ワ）507号・無体財産権関係民事・行政裁判例集3巻2号414頁